

「旭川市パートナーシップ制度の考え方（案）」に寄せられた御意見と旭川市の考え方

意見募集期間 令和5年7月18日（火）～令和5年8月21日（月）

意見提出数 16件（個人16件 団体0件）

※御意見は原文のとおりとしています。

No.	寄せられた御意見	市の考え方
1	<p>旭川市へのパートナーシップ制度導入を歓迎します。</p> <p>全国で多数の自治体が制度を導入する中、あえて制度を導入しない選択をとる自治体は、人間の多様性を尊重しないのだというメッセージを発信しているのとらえられてもおかしくない状況でした。旭川市の導入は、全国的に見てかなり後手ですが、それでも、周辺自治体と連携した導入の決断はおおいに評価したいです。</p> <p>また、同性パートナーの許容度は、若年になるほど高いため、同性パートナーを容認しない自治体から若年層が受けるイメージは、若年層にとって住みやすいものではないととらえられるリスクが存在し、もともと高い若年層の旭川からの流出を進める小さな要因となっている可能性もあります。</p> <p>関係がないと思っている人にとっては、どうでもいいことかもしれませんが、自分の思っていることや、家族のことを一切話せず、自分を隠して生きることは、大きな負担を伴います。</p> <p>同性パートナーを認めることで、異性パートナーをもつ人の生活や思想に影響することは一切なく、ただ自分らしく生活できる人が増え、全体としての幸福の総量はあがるはずで。</p> <p>また、旭川市は、道外や、海外の企業や団体との提携を図ることがありますが、その際、同性パートナーが容認されていることは、対外団体と対等の制度をもっていると表明できるため、有利になってこそ、不利になることはありません。</p> <p>旭川市では、同性パートナーなどを批判し、「伝統的家族」というものを重視する一部の団体が、組織的に反対運動を行うことが以前からありましたが、パブコメ募集でも予想されるそれらの反対にめげずに、市民の利益を考えて、かならず導入を実施していただきたいと思います。</p>	<p>パートナーシップ制度の導入を通して、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現を目指してまいります。</p>
2	<p>制度導入に賛成です。</p> <p>その上で、「一方または双方が性的マイノリティ」に対象者を限定することには反対で、今後対象を広げることを検討していただきたいと思います。性的マイノリティかそうでないかということはそれほど明確に区別できるものなのかという疑問もありますし、このカードを持っている人＝性的マイノリティ、という制度だと、ハードルの高さを感じる方も中にはいらっしゃるのではないか、とも考えます。また、事実婚の方にも制度利用のニーズがあるのではないかと考えます。</p>	<p>本制度は、性的マイノリティの方が抱える生きづらさや不安を解消し、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現を目指し導入するものです。</p> <p>また、より利用しやすい制度とするため、道内の導入済自治体との連携を予定していることから、連携しやすい他の自治体と同程度の制度内容としております。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見	市の考え方
3	上川中部圏域の3市（旭川市・愛別市・上川市）のうち、パートナーシップ制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においても、宣誓申請や各種手続が出来るものとする。市民及び事業者に対し、パートナーシップ制度の趣旨が適切に理解されるよう周知啓発に努める。	頂いた御意見は「旭川市パートナーシップ制度の考え方（案）」で示した内容と概ね同じであり、考え方（案）に御賛同いただいたものとします。
4	上川中部圏域の3市（旭川市・愛別市・上川市）では、同一の制度内容の要綱を制定し、お互いに連携して運用出来るように準備を進めている。 この連携が実現すると、旭川市だけでなく、圏域全体で性の多様性に関する理解が深まる事が期待される他、住んでいる自治体以外の窓口で手続する事が出来るようになる等、プライバシーに配慮した対応も可能となる。	頂いた御意見は「旭川市パートナーシップ制度の考え方（案）」で示した内容と概ね同じであり、考え方（案）に御賛同いただいたものとします。
5	パートナーシップ制度を導入することは性的マイノリティのためになるだけではなく、ひいては市民全体の暮らしやすさにつながっていくものだと思いますので、制度の導入・推進に強く賛同します。	パートナーシップ制度の導入を通して、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現を目指してまいります。
6	旭川市自体のパートナーシップ証明に勿論賛成するが、札幌市をはじめ全国の他の自治体でのパートナーシップ証明との互換性が担保されたものになるのが望ましいと思いますし、互換性についてのアナウンスもされるべきと思います。	より利用しやすい制度とするため、道内の導入済自治体との連携を予定していることから、連携しやすい他の自治体と同程度の制度内容としております。
7	結婚にも離婚があるわけで、パートナーシップに関しても、その解消の部分を明確にしておく必要がある。受領証を返せば、役所のデータベースからパートナーシップであったという事実も消えるのか、そもそも、役所ではどのようにしてパートナーシップのデータ管理を行うのか（新しいプラットフォームを作るのか）は開示すべきだ。 これだけ多様性が叫ばれている社会においては、もはや結婚制度自体が限界にきているように感じる。各々個人個人の、自分らしく生きていたいというわがままが結婚を躊躇させる。自分にぴったりのパートナーが他にいないのか、子どもを産むかは自由だとか。そんな個人のわがままが通じる世界が多様性の世界であって、パートナーシップ制度は「一緒に住むのを応援しますよ」という同棲推進条例のような、LGBTの人にもノーマルの人にも受け入れられる制度を目指してほしい（結婚制度と同程度の税優遇）。マイナンバーカードがあれば、同棲しているかどうか把握できそうだし、そこから税優遇や社会保障の紐付けも可能に思える。科学の進歩で、今は同性であっても子どもを持てる時代になった。ここで初めて結婚できないことに対する弊害が生じる。多分子どもにとって、親の姓が違うことに対する困惑、ざわつき感はやはり大きな壁（試練）となるはずであり、それをうまく消化できるかどうかは、子どもと親の関係性に依存する。 この問題を、同性婚が解決できる可能性があるが、その前段階として、パートナーシップ制度がある程度機能する可能性がある。	本制度では、当事者の意思でパートナーシップの関係を解消した場合に、返還届の届出とともに受領証等を返還することとしています。 また、宣誓書等は返還があったときから10年間保存するものとします。これらの情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱ってまいります。 なお、本制度は要綱を制定して実施するものであり、法律上の婚姻制度とは異なり法的な効力が発生するものではありません。

No.	寄せられた御意見	市の考え方
8	<p>7月30日に行われた説明会・セミナーも参考に意見書をします。</p> <p>「宣誓の方法」について、個室対応とし予約制とするとありますが、当事者の方々の「宣誓日」は「結婚記念日」「婚姻届出の日」と同等の意味を持つのではないかと感じます。そうすると、予約制でもし枠が埋まり、予約が来ない場合があった時、当事者の方々の悲しみであったり、平等ということから外れたものになるのではないかと感じましたので対策をお願いします。</p> <p>また、個室対応ということも、どこか「特別視」ということで違和感があると感じます。そこは当人同士の意思を尊重し、個室でも窓口でも、として良いのではないのでしょうか。</p> <p>最後に、これは要望になってしまうかもしれませんが、パートナーシップ制度を応援、手助けする民間企業や士業等々、不動産情報を「あさひばし」に掲載する等して周知したり、独自のマークを作って名刺や会社の見えやすい場所、賃貸の見えやすい場所に掲示できるようにすることも、当事者の安心と今後の旭川市の人口流出の食い止めの一助になるのではないかと思います。</p>	<p>宣誓の方法は、頂いた御意見を参考に、利用される方の心情に配慮し適切に対応します。</p> <p>また、制度導入後も周知啓発等を通じ、理解促進に努めてまいります。</p>
9	<p>旭川市でもやっとパートナーシップ制度が導入されることをたいへん嬉しく思います。</p> <p>道内では早い方ではありませんが、旭川市と周辺8町でほぼ同時に導入するように働きかけていただいた担当部署の方々に心より感謝申し上げます。</p> <p>性的マイノリティの方々にとって安心して暮らせる町は、誰にとっても住みやすい町になると思います。なぜなら差別の根っこは一つだからです。</p> <p>導入後はこの制度が、より使いやすい制度になるよう、またこれまで限定されていた行政や民間のサービスの範囲がより広がるように、当事者の方々の声をよく聞いて、常にブラッシュアップしていただきたいと思います。</p>	<p>制度導入後も、当事者の方々からの御意見を伺い、より使いやすい制度となるよう努めてまいります。</p>
10	<p>考え方(案)の3の(3)(4)に、「この制度は、婚姻制度とは異なる制度ですが、，，。」とありますが、導入後の効果で、公営住宅の入居等、行政や民間のサービスの範囲が広がります。</p> <p>これは、婚姻制度の解釈、つまり、憲法24条の「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、，，。」の両性を、男女だけでなく、男男、女女も含まれるという方向に持って行こうという意図があるのではないのでしょうか。</p> <p>このパートナーシップ制度を、広めることによって、憲法の解釈を変え、同性婚を認めさせたいという方達の働きかけが、あるのではないのでしょうか。</p> <p>少子化対策が急がれる今、今までの婚姻制度を守る、結婚は、二人だけのものではなく、子供も含めた家族みんなを守る仕組みであり、同性婚は、児童福祉や親の養育責任の考え方に、混乱をきたすものであります。</p> <p>どうか、「パートナーシップ制度」の導入の見直しを検討していただきたく思います。</p>	<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。</p> <p>また、婚姻制度の在り方に関しては、国が議論するものと認識しております。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見	市の考え方																																
11	<p>同性カップルに「結婚相当」の証明書を発行すること等の内容を盛り込んだ「同性パートナーシップ条例」が平成27年に東京都渋谷区において制定されて以来、同性同士をパートナーとして公的に認める、いわゆる「パートナーシップ認証制度等」の創設の動きが全国の自治体に広がっていますが、これらについては、日本の婚姻制度さらには家族制度の崩壊に繋がる多くの問題点が専門家により指摘されているところであり、大変憂慮いたします。</p> <p>旭川市においても同制度を導入されるようですが、私は、次の理由により「パートナーシップ制度」の導入に強く反対致します。</p> <p>1 日本国憲法第94条「地方自治体は、法律の範囲内で条例を制定することができる。」の規定を踏まえたとき、「法律の範囲内」を越える「パートナーシップ制度」の制定は、この規定に抵触するとともに地方自治体で扱う範囲を越える越権行為であり、違法性が高く、国民の結婚観や家族観を根底から揺るがすような事例である。</p> <p>2 「パートナーシップ制度」は、男性と女性における婚姻について定めた日本国憲法第24条の婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するという趣旨、及び民法第731条の男は18歳、女は16歳にならなければ婚姻をすることはできないという趣旨に反するものであり、日本の婚姻制度は、あくまでも安定した家庭で子どもを産み育てられるように、子ども守るための制度であることをないがしろにするものである。</p> <p>3 道内でも札幌市をはじめ8市において「パートナーシップ制度」が導入されているが、これを利用して登録した同性カップルは、次のとおり極めてわずかである。旭川市において制度等を創設する場合においても、複数人の職員等配置に莫大な人件費（税金）を要することから、費用対効果の面を踏まえても、制度等の創設は、多くの旭川市民が納得できるものではない。</p> <table border="0" data-bbox="152 842 1008 1157"> <tr> <td>札幌市・・・平成29年6月～令和5年7月</td> <td>計190組</td> <td>(6年間)</td> <td>対人口比0.003%</td> </tr> <tr> <td>江別市・・・令和4年3月～令和5年7月</td> <td>計 1組</td> <td></td> <td>対人口比0.0017%</td> </tr> <tr> <td>函館市・・・令和4年4月～令和5年7月</td> <td>計 11組</td> <td></td> <td>対人口比0.008%</td> </tr> <tr> <td>北見市・・・令和4年4月～令和5年7月</td> <td>計 4組</td> <td></td> <td>対人口比0.007%</td> </tr> <tr> <td>帯広市・・・令和4年12月～令和5年7月</td> <td>計 4組</td> <td></td> <td>対人口比0.005%</td> </tr> <tr> <td>苫小牧市・・・令和5年1月～令和5年7月</td> <td>計 7組</td> <td></td> <td>対人口比0.008%</td> </tr> <tr> <td>岩見沢市・・・令和5年2月～令和5年7月</td> <td>計 0組</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北斗市・・・令和5年4月～令和5年7月</td> <td>計 0組</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	札幌市・・・平成29年6月～令和5年7月	計190組	(6年間)	対人口比0.003%	江別市・・・令和4年3月～令和5年7月	計 1組		対人口比0.0017%	函館市・・・令和4年4月～令和5年7月	計 11組		対人口比0.008%	北見市・・・令和4年4月～令和5年7月	計 4組		対人口比0.007%	帯広市・・・令和4年12月～令和5年7月	計 4組		対人口比0.005%	苫小牧市・・・令和5年1月～令和5年7月	計 7組		対人口比0.008%	岩見沢市・・・令和5年2月～令和5年7月	計 0組			北斗市・・・令和5年4月～令和5年7月	計 0組			<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。</p> <p>また、婚姻制度の在り方に関しては、国が議論するものと認識しております。</p> <p>なお、本制度の導入に当たりましては、現行の職員配置で対応してまいります。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>
札幌市・・・平成29年6月～令和5年7月	計190組	(6年間)	対人口比0.003%																															
江別市・・・令和4年3月～令和5年7月	計 1組		対人口比0.0017%																															
函館市・・・令和4年4月～令和5年7月	計 11組		対人口比0.008%																															
北見市・・・令和4年4月～令和5年7月	計 4組		対人口比0.007%																															
帯広市・・・令和4年12月～令和5年7月	計 4組		対人口比0.005%																															
苫小牧市・・・令和5年1月～令和5年7月	計 7組		対人口比0.008%																															
岩見沢市・・・令和5年2月～令和5年7月	計 0組																																	
北斗市・・・令和5年4月～令和5年7月	計 0組																																	

No.	寄せられた御意見	市の考え方
12	<p>旭川市パートナーシップ制度について、数年前に札幌市に於いて道内で初めてパートナーシップ宣誓制度が制定され現在に至っております。</p> <p>その間、道内の数か所の自治体においてもパートナーシップ制度が導入され、非常に危機感を感じているところがあります。</p> <p>パートナーシップ制度の裏には、同性婚及び夫婦別姓の合法化推進者がおり、日本の家族制度・婚姻制度の崩壊を画策しています。同性婚推進者は、日本のこの現状を同性パートナーに対する差別であり、人権問題であると主張しております。現状日本に於いてそのような問題は発生していないと思います。</p> <p>反対理由</p> <p>① 日本国憲法第24条に「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し・・・」と規定され、民法第750条には「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されているとおり、婚姻は、男性と女性のカップルのみを前提としています。</p> <p>② 同性パートナーに対してのみ行政や民間のサービス範囲を広げれば、同じような男女のパートナーは逆に差別を受けることとなります。</p> <p>③ 地方自治体で同性パートナーシップを制定することは、憲法第94条「地方公共団体は・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。」に対する違法性がある。</p> <p>④ 日本の婚姻制度は、結婚する二人のみならず、二人から生まれてくる子どもの保護・養育を目的としております。</p> <p>⑤ 同性パートナーの確認について、権利を受けるためだけに虚偽の申請を行った場合、罰則等は存在するのですか。また、外見で判断できないため、虚偽申請の判断はできないと思います。</p> <p>このような観点から、旭川市パートナーシップ制度には、反対いたします。</p>	<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。</p> <p>なお、要綱を制定し実施することから罰則等はありませんが、虚偽の届出など不測の事態に対応するため、宣誓の無効について規定します。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見	市の考え方
13	<p>導入は反対します。</p> <p>理由1 法的根拠がないこと（民法、戸籍法等との関連がわからない）</p> <p>理由2 1の理由からか、条例化を目指さず、取り扱い要綱のみであることから脱法の疑いを禁じ得ない。</p> <p>理由3 5の導入後の効果であるが、権限が及ばないもの、民業介入の疑いがある。</p> <p>(1) 条例の定めがある公営住宅の入居についてしか旭川市の権限が及ばないのではないか。（権限の範囲）</p> <p>(2) 医療行為の同意は戸籍上の親族との争いを招くおそれがある。市立旭川病院、他の公設病院、民間病院に負担を強いることになる。（法的リスクの発生）</p> <p>(3) 生命保険の受取人指定は保険加入者の判断で足るものであり、携帯電話の割引に至っては、電話会社の営業判断に圧力をかける行為と受け取られかねない。（民業取引への介入の疑い）</p> <p>理由4 パートナーシップ制度を設置しなくても、恋愛や同居は自由な生活であり、性自認や嗜好は法的問題がない限り自由である。行政が法的根拠もなく、他の市民にあたかもルールのように見せかけるのは、強制していると誤解を招くことが考えられる。成人の自由生活を、根拠法令もなく行政がわざわざ制度をつくり積極的に介入しようとすることに疑問がある。</p> <p>疑問1 いわゆる「なりすまし」をされ、犯罪の温床になる可能性を否定できない。</p> <p>疑問2 旭川市パートナーシップ制度の考え方3「宣誓を行うことができる者」(2)旭川市内への転入を予定している人には旭川市の権限が及ばないが、この状態のまま相応の時間を意図的にかけ、入居資格に不適合な用途で使用されないか。</p> <p>疑問3 疑問1の「なりすまし」に関して、別居なりすましが自由に行えることになる。</p> <p>疑問4 婚姻と類似とあるが、自由恋愛に過ぎず、積極的に婚姻に準じる根拠が薄い。</p> <p>疑問5 旭川市パートナーシップ制度の考え方6の通称名の使用が可能であるとされるが、宣誓となじまないのではないか。通称を変えるのはいつでも自由であるから、戸籍名称を記載しないのは問題がある。</p> <p>疑問6 旭川市パートナーシップ制度の考え方は、既存の法律（民法、戸籍法等）を無視する脱法行為ではないか。法律的な議論が尽くされていない状況で、地方自治体の裁量（条例化など議会の議論も行わない）のみ取り扱うとすれば、地方行政機関として法的リスクを含め、どの程度の認識をもって定めようとしているのだろうか。</p> <p>その他1 旭川市の権限が及ぶ範囲の公営住宅の入居資格については、双方が旭川市民に限定したうえで、条例改正を検討すべきである。一方または双方が外国籍については権限が及ばない可能性があるため除外する。</p> <p>その他2 「生きづらい」とは何を指すのか。「生きづらい」と感じる人は異性の婚姻または同居であっても多くいて、定義があいまいであり、公権力または公権力に似せたものをもって解消することは難しい。したがって、本制度（案）は制定しないのが妥当で、法律的な議論の推移を見守ることが適切であると考えます。</p>	<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、民法や戸籍法を根拠とするものではなく、法的な効力が発生するものでもありません。</p> <p>また、要綱を制定し実施することから、民間事業者等に義務を課すものでもありませんが、制度の内容が正しく理解されるよう周知啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、「宣誓を行うことができる者」のうち、市内への転入を予定している場合は、転出証明書や賃貸契約書の写しなど転入予定日が確認できる書類の提示を求め、転入後に住民票の写しの提出していただくことを予定しています。</p> <p>通称名の使用については、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求めるほか、受領証等には戸籍上の氏名も併記する予定です。</p>

No.	寄せられた御意見	市の考え方
14	<p>法的効力が無いところの大切な生活を守る制度です。</p> <p>No.10 返還について、(2)一方が死亡したとき強制的に返還事項となっているようですが、“死亡したときは、理不尽な処置と思います。社会環境を継続して守る事が大いにあると思います。</p> <p>一生共にと考える人もいるでしょうし、子の養育の扱い方、住環境の安全、問題多しと考えます。強制ではなく柔軟に期間を設けるか希望は本人の決定に添うのが良いのでは。よくよく考えて頂きたいです。</p> <p>また、関係によって差別を受けない事を公的機関として断言できることも、注意を与えるなどでもどこかに盛ってほしいです。</p>	<p>一方が死亡した場合はパートナーシップの要件に該当しなくなることから、返還届の届出と受領証等の返還を求めますが、返還を希望しない場合については、利用される方の心情や死亡後の手続に配慮し、届出のみを求め受領証等の返還は不要とする予定です。</p> <p>また、要綱を制定し実施することから、市民に義務を課したり注意を与えるものではありませんが、制度の内容が正しく理解されるよう周知啓発に努めてまいります。</p>
15	<p>パートナーシップ制度導入に対して強く反対します。</p> <p>パートナーシップ制度を導入することは、ゆくゆくは同性婚制度の推進につながり、家族制度、婚姻制度の破壊につながりかねません。</p> <p>そもそも憲法では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し・・・」とあります。両性とは男女のことです。それを無理矢理「同性も含まれる」という主張はとんでもない暴論だと思います。</p> <p>子どもは父親と母親の愛の中でこそ正常に成長します。それ故に法律婚を両性＝男女に限定し、特別な地位とさまざまな保護を与えて安定した家庭で子どもを産み育てられるようにしていると思います。</p> <p>もし、同性カップルに子どもがいる場合、親からの愛情を十分に得られないことが予想され、正常な安定した成長はできないのではないかと危惧します。</p> <p>子どもにとっては決して幸せではないのではないのでしょうか。</p> <p>家庭は、社会と国の基本単位です。男女の合意に基づく結婚をし、愛情をもって子どもを産み育て、幸せな家庭を築くことこそ社会の発展につながり、国の発展につながります。</p> <p>パートナーシップ制度の導入は、本来の家族制度の崩壊につながり、社会、国の弱体化につながります。</p> <p>以上のことからパートナーシップ制度の導入に強く反対します。</p>	<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。</p> <p>また、婚姻制度の在り方に関しては、国が議論するものと認識しております。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>
16	<p>日本においてパートナーシップは男女な婚姻で子孫繁栄を目的にしていると思います、決して人権を、認めない訳ではありませんが、パートナーシップを、認めていくと、同性婚と、どんどん進んでいくかも?なので私は反対します、もっと慎重に検討お願いします。</p>	<p>本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人がお互いのパートナーであることを市長に対し宣誓し、市が宣誓を受けたことを証明するもので、法律上の婚姻制度とは異なり、法的な効力が発生するものではありません。</p> <p>また、婚姻制度の在り方に関しては、国が議論するものと認識しております。</p> <p>頂いた御意見は参考とさせていただきます。</p>